解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月二十五日開催の臨時社員総会の決議並びに栃木県知事の認可により、平成二十九年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

栃木県小山市大字羽川五二四番地四

医療法人いいの医院

清算人　飯野　智也

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年二月二十七日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都大田区蒲田四丁目一六番二号

京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合

代表清算人　安藤　幸男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月二十二日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

富山県高岡市戸出町五丁目五〇一〇番地

高岡市戸出中之宮土地区画整理組合

清算人代表　桶澤　辰己

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに長野県知事の認可により、平成二十九年二月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

長野県上田市真田町本原五四五番地

医療法人隆生会

清算人　小玉　眞夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十六日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

静岡県静岡市駿河区南町一〇番六号　村上駅南ビル五階

静岡駅前南町一〇地区市街地再開発組合

代表清算人　宮城　達郎

連絡先　静岡県静岡市葵区追手町一〇―一〇八　株式会社ＵＲ都市企画

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

大阪市生野区中川六丁目六番二三号

韓国殉教者修道女会

清算人　神田　裕

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

広島県広島市南区的場町二丁目六番七号

広島駅南口Ｂブロック市街地再開発組合

代表清算人　前岡　眞仁

第五十九期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部

流動資産	一、〇八九、六五五、一二五
固定資産	三、四九五、九六一、七九六
合計	四、五八五、六一六、九二一

負債及び純資産の部	
流動負債	一〇四、〇九七、六三六
固定負債	四、四五一、七四〇、〇〇〇
株主資本	二九、七七九、二八五
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	一九、七七九、二八五
別途積立金	二一九、七五〇、〇〇〇
繰越利益剰余金	△一九九、九七〇、七一五
（当期純利益）	（一一、一八四、六三五）
合計	四、五八五、六一六、九二一

平成二十九年三月二十三日

埼玉県入間市大字下谷ヶ貫四九二番地

株式会社狭山ゴルフ・クラブ

代表取締役社長　中島　敬夫

配当公告

長野県長野市アークス一三番七

破産者　山内商事株式会社

右の者に対する長野地方裁判所平成二十七年（フ）第一八四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三四八、六四六、七八九円

一、配当することのできる金額

金五〇、九七七、九四五円

平成二十九年四月十日

長野県長野市妻科四二六　長野県建築士会館七階　高橋法律事務所

破産管財人　樋川　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡美深町東三条南五丁目八番地一八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　成澤　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所北海道名寄市西四条南九丁目大野ビル一階　名寄ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市寺内七六〇番地六二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉山　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

栃木県宇都宮市元今泉三―二〇―一六大光ビル二階―Ａ　とちのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯村　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字間々田一六四〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小山田　伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

栃木県小山市駅東通り一―二―一七ＴＳビル三〇二山内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山内　亮二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市東大室町一二六七番地、最後の住所群馬県前橋市東大室町一二六七番地

被相続人　亡　松村冨士雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

群馬県伊勢崎市太田町八五一番地二二

相続財産管理人　弁護士　金井　勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区桜田一丁目二二番、最後の住所埼玉県さいたま市桜区桜田一丁目二二番一〇号　被相続人　亡　長岡　勲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六浦和大熊ビル六階　田島・佐世法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井合　翼